

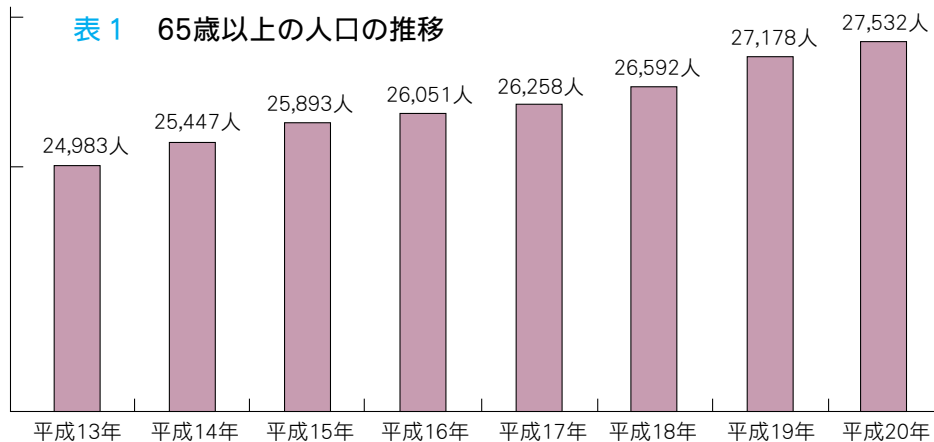
介護保険だより

～みんなで支えています 介護保険～



介護保険は、65歳以上の介護が必要な人と、40歳から64歳までの人で脳血管疾患や関節リウマチなどの特定疾病により介護が必要になった人が、自立した生活が送れるように社会全体で支え合う制度です。この制度を運営するための保険料は、半分を公費（国25%、県12.5%、市12.5%）、残り半分を40歳以上の人（40歳～64歳の人31%、65歳以上の人19%）が負担しています。

表1 65歳以上の人口の推移

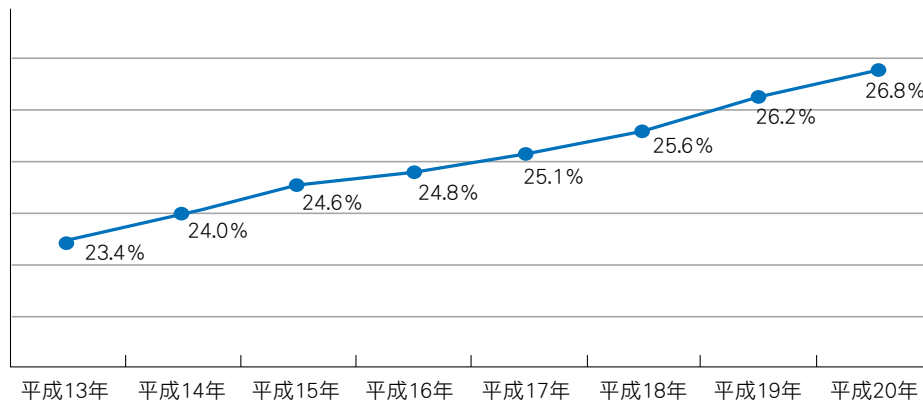


市の65歳以上の人口(表1)は3月末現在27,532人で年々増加しています。総人口のうち、65歳以上の人口の割合(表2)は26.8%で、市の人口の4



65歳以上の人口と要介護認定者数の推移

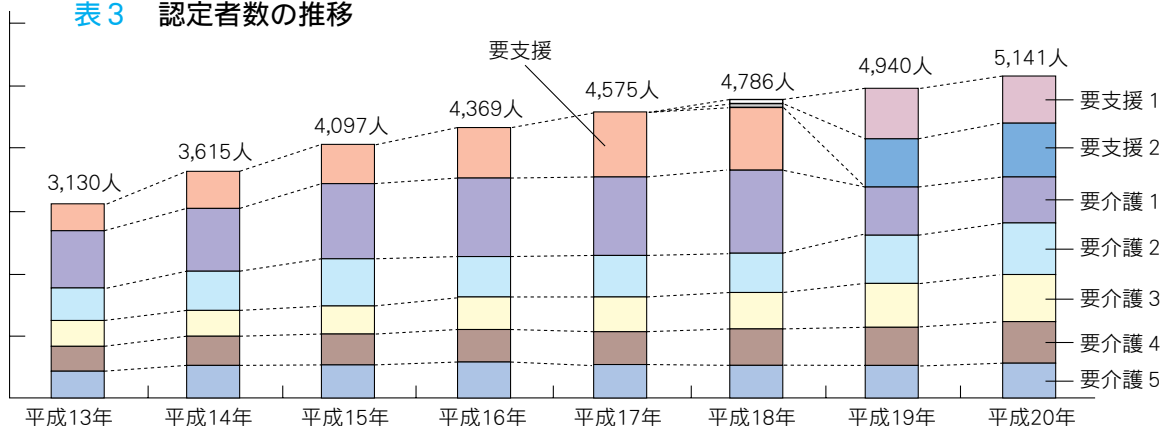
表2 総人口のうち、65歳以上の人口の割合



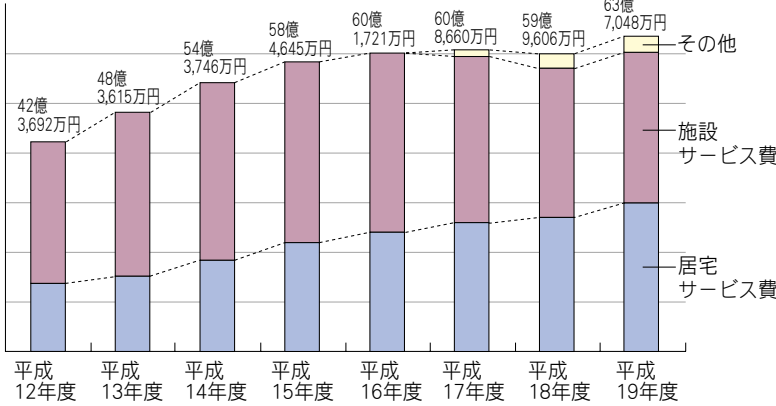
人に1人が65歳以上となっています。また、要介護認定者数(表3)は3月末現在で5,141人で、65歳以上の約2割の人が要介護認定を受けています。



表3 認定者数の推移



介護保険給付費の推移



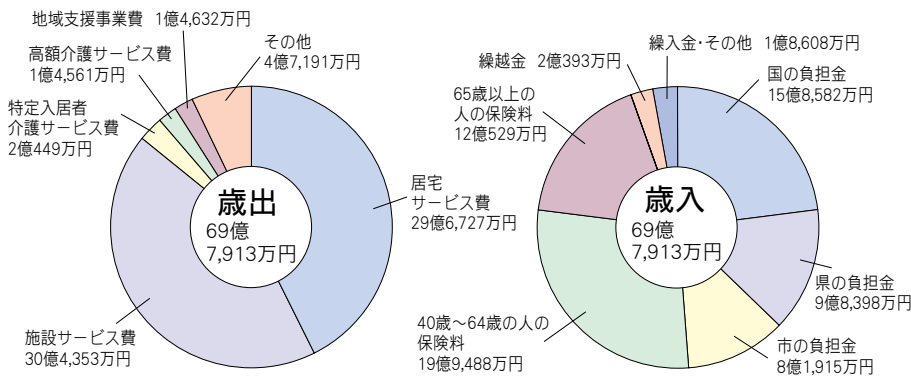
「高額介護サービス費」とは、1か月に支払った1割の自己負担が一定の上限額を超えたときに、超えた分が申請により払い戻されるものです。

自宅介護サービスを利用する居宅サービス費が増加しています。居宅サービス費は、制度が始まった平成12年度から、毎年約1割から2割のペースで増え続けています。その他の給付費では、主に「高額介護サービス費」が増加しています。



介護保険給付費の推移

平成19年度の決算状況



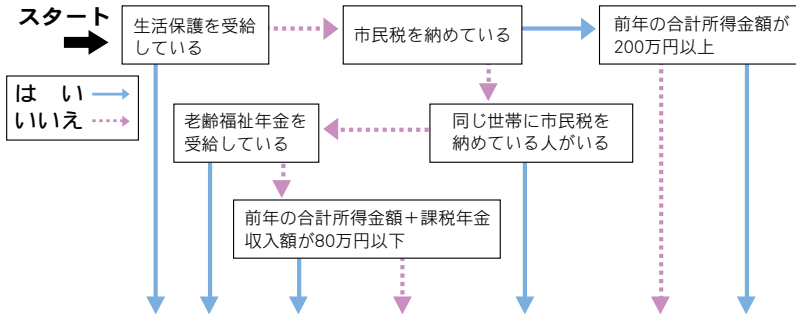
歳出その他の4億7,191万円には、介護認定にかかる費用7,354万円、介護保険給付費準備基金積立金7,730万円などが含まれます。

「介護保険給付費準備基金」とは、翌年度以降の介護保険制度の健全な運営のための積立金で、毎年の剰余金の一部を積み立てるものです。



平成19年度の決算状況

40歳から64歳までの人(第2号被保険者) 国民健康保険に加入している人は、所得割、資産割、均等割、平等割を組み合わせて計算します。職場の健康保険や共済組合に加入している人は、医療保険の一部として徴収されます。



段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階
月額保険料	1,860円	1,860円	2,790円	3,720円	4,650円	5,580円
年額保険料	22,319円	22,319円	33,479円	44,639円	55,798円	66,958円

月額保険料(基準額)				
三原市	広島県平均	県内の最高額	県内の最低額	県内の内訳
3,720円	4,444円	4,853円	3,405円	4,500円以上 6団体 4,000円以上4,500円未満 11団体 3,500円以上4,000円未満 5団体 3,500円未満 1団体

65歳以上の人(第1号被保険者) 3年ごとに策定する「介護保険事業計画」で決められ、所得金額に応じて6段階に設定されています。市の介護保険料は、県内で2番目に低い額です。



あなたの保険料は？

介護保険事業計画

介護保険事業計画は、向こう3年間の介護サービスの量を見込み、その確保のための方策などを定め、介護保険事業運営の基礎となる計画です。この計画は3年ごとに策定します。現在、平成21～23年度の3か年の計画を策定中で、これを基に65歳以上の人の保険料を算定します。

皆さんから預かる大切な保険料が計画的かつ有効的に使われ、制度が健全に運営できる計画となるよう、専門家を含めた委員会で、協議を重ねています。



言葉のツボ

問い合わせ先

高齢者福祉課
☎0848⑦6240
FAX0848④2130